

# 発電所保護継電器ほか点検業務委託仕様書

本仕様書は、鳥取県企業局（以下「発注者」という。）が発注する発電所保護継電器ほか点検業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

1 委託業務の名称 発電所保護継電器ほか点検業務委託

2 委託業務の場所 鳥取市佐治町河本ほか

3 委託業務の期間 契約日から令和9年3月19日まで

## 4 業務内容

### (1) 業務場所及び施設概要

管理所名	管理発電所名等	住所	発電方式	最大出力
東 部 事務所	佐治発電所	鳥取市佐治町河本	ダム水路式	5,000kW
	加地発電所	八頭郡若桜町中原	水路式	1,100kW
	袋川発電所	鳥取市国府町殿	ダム式	1,100kW
	横瀬川発電所	八頭郡智頭町中原	水路式	198kW
	私都川発電所	八頭郡八頭町明辺	水路式	152kW
	鳥取放牧場風力発電所	鳥取市越路	風力	3,000kW
	東部事務所	鳥取市古海	—	—
西 部 事務所	新幡郷発電所	西伯郡伯耆町金廻	水路式	9,200kW
	賀祥発電所	西伯郡南部町下中谷	ダム式	260kW
	若松川発電所	日野郡日南町湯河	水路式	150kW
	西部事務所	米子市八幡	—	—

### (2) 点検業務

点検業務の種別は次のとおりとする（各点検業務の実施時期・場所等は別添委託業務実施明細一覧参照）。

- ① 継電器単体試験、② 安全用具定期点検、③ 遮断器試験、
- ④ 電力ケーブル活線診断、⑤ 導体接続部の活線温度測定

## 5 一般事項

### (1) 諸法規の遵守

本業務を実施するにあたっては、次に示す諸規定に基づいて行うこと。

日本工業規格（JIS）、日本電気工業会標準基準（JEM）、労働基準法、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、電気設備技術基準、電気事業法、電気工事士法、その他関係法規

## (2) 業務責任者

受注者は、本業務を実施するにあたり、電気事業法第44条第1項第1号から第3号までに規定する電気主任技術者免状のいずれかを交付された者を業務責任者として選任し、速やかに発注者に通知するものとする。業務責任者を変更したときも同様とする。

## (3) 調査職員

発注者は、調査職員を置いたときは、速やかに受注者に通知するものとする。調査職員を変更したときも同様とする。

## (4) 点検の実施

各所の点検実施にあたっては、事前に調査職員又は関係職員（以下「調査職員等」という。）と十分に調整を行い、施設への入退所及び現地作業手順等について、調査職員等の指示を基に作業を行うものとする。また、点検業務終了後は調査職員等に点検結果の概要を報告すること。

## (5) 報告書の提出及び検査

点検終了後は速やかに点検結果報告書を提出し、調査職員の確認を受けるものとする。また、各年度の業務完了後には、業務完了通知書を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

## (6) 臨機の処置

### ア 事故等の発生

本業務の実施にあたって、事故及び機器等の損傷が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、受注者は速やかに発注者に報告し、発注者の指示を受け、又は両者協議して、事故の防止及び機器等の復旧に向けた臨機の処置を行うものとする。

これらの損害の発生が受注者の責めに帰すべき事由によるときは、要する経費については受注者の負担とする。それによらない場合は別途協議する。

### イ 機器等の異常

本業務の実施中に、機器等の異常を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、機器等を正常な状態に復旧させるよう努めるものとする。

なお、機器等の異常に対して行った復旧に要する費用については別途協議する。

## (7) 提出書類

本業務の履行に際し、次の書類を提出すること。

- ・業務責任者選任通知書 契約日から5日以内 2部
- ・計画工程表 契約日から7日以内 2部
- ・作業（総合）計画書 契約日から30日以内（2年目は年度当初速やかに） 2部
- ・作業（試験）要領書 契約日から30日以内（2年目は年度当初速やかに） 2部
- ・実施（安全）作業計画書 点検前14日以内（停電等特殊作業の場合は前月20日まで） 2部
- ・点検結果報告書 点検後速やかに 2部  
（試験データ、点検結果の内容、判定基準、作業状況写真、その他指摘事項記載）
- ・業務完了通知書 令和7年度分 令和8年3月31日まで 2部  
令和8年度分 令和9年3月19日まで 2部

## 6 一般的事項

### (1) 権利義務等の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又

はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

(ア) 再委託の契約金額が業務委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に、業務の中核となる部分が含まれている場合

(4) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者はこれに従わなければならない。

(5) 委託料の支払等

ア 受注者は、5（5）の検査に合格したときは速やかに当該検査対象部分に係る委託料の請求書を発注者に提出するものとする。

イ 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

ただし、発注者が委託料の支払を行わないことに正当な理由があるときはこの限りではない。

(6) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、すべて受注者の負担とする。

(7) その他

ア 出水、事故など発注者の都合により実施時期の変更を行う場合は、両者の協議により実施時期を決定するものとする。

イ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、両者が協議して定めるものとする。